

鹿児島市と吉本興業株式会社との連携と協力に関する協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と吉本興業株式会社（以下「乙」という。）は、鹿児島市の活性化に向けて、相互に連携・協力しながら協働事業に取り組むこととし、以下のとおり協定を締結する。

（連携・協力事項）

第1条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を推進すべき課題等に関する情報・意見交換を実施し、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- (1) イベント等を通じた地域活性化に関する事項
- (2) 鹿児島市の特産品のPRに関する事項
- (3) 国内外での観光客の誘致に関する事項
- (4) スポーツの振興に関する事項
- (5) その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

（期間）

第2条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに各者からの特段の申し出がなければ、その後も同様に更新するものとする。

（この協定にない事項）

第3条 この協定に定めるものの他、協働事業の具体的内容その他必要な事項については、甲及び乙が協議して決定する。

上記の協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年12月26日

甲 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

森 博 幸

乙 大阪府中央区難波千日前11番6号
吉本興業株式会社
代表取締役社長

大崎 暉